

愛知の水産関連年表（その 15：平成 6 年から平成 8 年まで）

西暦	和暦	月日	事 項		
1994	H6	1/1	内水面漁業権（共同・区画）更新		
		2/	愛知県漁協合併推進協議会が合併基本計画策定		
		3/29	第 9 次漁港整備長期計画国会承認（H6～13、周辺水式の有効利用、水産物の安定供給、活力ある漁港漁村の形成等）		
		3/31	御馬漁港が第一種漁港に種別変更		
		4/1	水産試験場が組織改定（尾張分場を漁業生産研究所、内水面分場を内水面漁業研究所等）		
		4/	水産試験場内水面漁業研究所「一宮指導所」が設置（鳳来養魚場を廃止）		
		4/	沿岸漁業活性化構造改善事業開始（実績：H6～11、常滑市、南知多町、一色町、幡豆町、渥美町で 15 件、531 百万円）		
		4/	第 9 次漁港整備事業開始（実績：H6～13、修築 8 漁港（赤羽根、形原、福江、知柄、西幡豆、一色、日間賀、篠島）、改修 6 漁港（篠島、師崎、鬼崎、宮崎、衣崎、上野間）、局部改良・機能 10 漁港（豊浜、佐久島、大浜、大井、苧屋、鬼崎、宇津江、宮崎、小鈴谷、大野）、21,641 百万円）（他に関連道、漁港環境で、1,813 百万円）		
		4/	第 4 次沿岸漁場整備開発事業開始（実績：H6～13、並型魚礁 18、大型魚礁 13、海域礁 1、地先型増殖場 1、大規模漁場改良 19、干潟浅場 8、計 60 ヶ所、7,864 百万円）		
		4/15	勝川漁港が漁港の指定取消し		
		4/26	第 41 回愛知の水産研究発表大会（於名古屋市・水産会館）		
		4/26	第 28 回愛知県乾海苔品評会（於名古屋市・水産会館）		
		7/20	水産試験場創立 100 周年記念式典（於蒲郡市・市民会館）		
		7/20	水産試験場内水面漁業研究所一宮指導所開所式（於一宮町・三河一宮指導所）		
		6/24	第 4 次沿岸漁場整備開発計画閣議決定		
		9/9	愛知県水産振興大会（漁連海苔共販開設 40 周年記念式典、於名古屋市）		
		9/30	「愛知県漁業調整規則」を一部改正し、三河湾まめ板網操業区域の内、南知多町～美浜町の禁止区域を縮小		
		10/1	海上環境測定局（常滑沖）の運用開始		
		10/15	第 3 回愛知の豊かな海づくり大会（於南知多町・篠島漁港）		
		10/	あさり資源回復緊急対策事業実施		
		10/31	愛知県・三重県・中部空港調査会、「中部新国際空港に関する環境現況調査」を公表		
		11/14	中部空港調査会、「中部新国際空港事業化に関する調査状況」を公表		
		11/16	第 16 回愛知県養鰻研究大会（於高浜市）		
		11/17	県漁業共済組合設立 30 周年記念大会開催		
		11/18	赤羽根漁業無線局が開局式		
		12/5	師崎漁業生産組合が解散		
		12/20	県と業界は「渥美外海操業区域の縮小と板びき合法化」を陳情		
					空梅雨、猛暑で漁業被害発生（アサリ 4,558 トン 1,239 百万円、内水面養殖 24 トン、19 百万円等、4,582 トン 1,258 百万円）、対応策としてアサリ母貝放流（250 トン）、漁場貝殻除去、資金特別融資枠設定（470 百万円）を H6～7 に実施
					ノリ養殖経営体数は 935 経営体（農林水産統計 H7）
		1995	H7	3/20	三重県の漁業取締船「新はやたか」が完成、津港を基地に取り締まりを行う
4/3	牟呂・前芝・梅蓺漁協が合併し、豊橋市漁協が設立（4/3 認可）				

4/9	渥美町沖合で「潜水漁業者のさめ被害」発生		
4/14	「愛知県さめ対策本部」発足		
5/11	愛知・三重・岐阜県及び中部空港調査会、「中部新国際空港に関する漁業実態調査」を公表		
5/18	第42回愛知の水産研究発表大会（於半田市・海苔流通センター）		
5/18	第29回愛知県乾海苔品評会（於半田市・海苔流通センター）		
5/23	「長良川河口堰」が本格運用を開始		
6/1	渥美半島沖で50日ぶりに潜水漁再開		
6/1	第45回浅海増殖研究発表全国大会（於蒲郡市）		
6/2	愛知のりフォーラム'95（於蒲郡市）		
8/	篠島漁協が県内初の漁協信用事業統合		
8/29	愛知県漁連が「中山水道航路対策協議会（以下「中山対策協）」を設置		
8/29	第1回中山対策協で、五港建、漁業補償金を提示		
9/11	漁業調整規則を一部改正し、渥美外海の小型機船底びき網の操業禁止区域を海岸線から2,000mに縮小		
9/29	「愛知県JF共済推進本部」設立総会開催		
10/	三重県漁連、「中部新国際空港三重県海上アクセスに係わる海上交通影響調査検討委員会」を設置		
10/7	第4回愛知の豊かな海づくり大会（於蒲郡市・知柄漁港）		
10/24	第17回愛知県養鰻研究大会（於一色町）		
11/27	中央環境審議会は、伊勢湾の海域ごとの窒素、リンの環境基準を当てはめる類型指定を環境庁長官に答申		
12/11	第2回中山対策協、五港建が上積みした漁業補償金を提示、県漁連が三河港特定港化等に同意		
	ノリ養殖経営体数は935経営体（農林水産統計H7）		
1996	H8	1/	建設省は、神島沖で伊勢湾口道路計画のボーリング調査を行う
		1/	愛知県沿岸漁業振興研究会、「愛知県の沿岸漁場環境を改善するために」を提言
		1/16	愛知県漁連、「愛知県沿岸漁業振興研究会の提言」等を受け「愛知県漁場環境改善協議会」設置（開発計画者に対する意見具申、環境改善策の要求、監視）
		4/5	第3回中山対策協、漁業補償交渉ものわかれ
		4/26	第43回愛知の水産研究発表大会（於半田市・海苔流通センター）
		4/26	第30回愛知県乾海苔品評会（於半田市・海苔流通センター）
		5/16	第4回中山対策協、漁業補償交渉ものわかれ
		7/9	愛知・三重・岐阜県及び中部空港調査会は、3年がかりで行った「伊勢湾の漁業実態調査」の結果を公表
		7/	第4次愛知県水質総量削減計画（CODを136トン/日→127トン/日に削減）が策定
		7/19	第5回中山対策協、上積みした漁業補償金額を上限と認識するも、篠島・日間賀島漁協が反対
		7/20	国民の祝日「海の日」に制定
		7/20	「海の日」制定の記念として「日本の渚百選」に、本県から千鳥ヶ浜（南知多町）、恋路ヶ浜（渥美町）が選出
		7/20	「国連海洋法条約」が発効し、関係法令等が施行（200海里経済水域設定）
		8/1	豊浜漁協が漁協信用事業統合
		8/	建設省は、菅島沖で伊勢湾口道路計画のボーリング調査を実施
		8/	伊勢湾沿岸のアサリ漁が不漁
		8/8	第16期愛知海区漁業調整委員会公選委員就任（任期はH12/8/7まで）
		8/22	愛知県及び中部空港調査会、空港候補地周辺の夜間の実機飛行調査を実施

9/1	第 16 期愛知海区漁業調整委員会知事選任委員就任(任期は H12/8/31 まで)
10/7	知多支部組合長会議、中山水道航路整備事業着工不同意を決議
10/7	第 6 回中山対策協、着工不同意、対策協存続を決議
10/	宇連川漁協が鳳来湖漁協を吸収合併(10/1 認可)
11/2	第 5 回愛知の豊かな海づくり大会(於吉良町・宮崎漁港)
11/5	中部空港調査会の海域生物研究会は、新空港の建設は「海の環境、魚類に影響大」と公表、人工干潟の造成などを提言
11/12	第 18 回愛知県養鰻研究大会(於一色町)
12/1	第 15 期愛知県内水面漁場管理委員会委員就任(任期は H12/11/30 まで)
12/6	大雨で長良川河口堰がゲートを開放、知多半島沿岸のノリ養殖漁場に泥水が押し寄せ漁業被害発生(被害額 3 億円余)
12/7	愛知県などは、中部新国際空港の空港島の形状案や沿岸部の開発用地の規模を公表
12/13	第 7 次空港整備五箇年計画で中部新国際空港が実施空港に位置付け
12/18	「伊勢湾富栄養化対策連絡会」は、伊勢湾の水質改善を進めるための第 4 次対策指導指針を策定
12/25	「愛知県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画」策定(対象魚種はマアジ、マイワシ、サバ類)
12/27	「海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則」公布
	ノリ養殖経営体数は 894 経営体(農林水産統計 H13)

時の話題（その 15：平成 6 年から平成 8 年まで）

○平成 6 年の猛暑

平成 6 年（1994 年）の夏は、5 年（1993 年）と打って変わって空梅雨・猛暑となり、内湾はかつてない高水温、内水面も渇水・高水温となり、水産業に対する様々な影響が発生した。

伊勢・三河湾の水温は平年より 2～3 度高く、大規模な赤潮や貧酸素水塊が発生し、8 月～9 月には度々苦潮が発生した。

海面漁業については、県内各地のアサリ漁場では高水温で衰弱していたアサリが苦潮により大量へい死した（生産減収量として、約 4,560 トン、金額は約 12 億 4 千万円と推定）。7 年（1995 年）以降も生産低下が心配されたため、母貝や稚貝の放流等によるアサリ資源の早急な回復を図った。また、渇水による断水の影響で、知多地区のシラス漁が出漁制約の影響を受けた。

海面養殖（ノリ養殖）では、9 月以降の高水温で、採苗や育苗の遅れ、ノリ芽の流失で、秋芽網生産が大きく減少（前年比 76%）した。

内水面漁業では、アユが渇水による餌不足で成長不良となり、前年の冷夏に続いて遊漁者が減少した。また、木曽川と矢作川では魚のへい死が発生した。

内水面養殖業では、養魚用水の高水温や減少等により、マス類がへい死した。また、ウナギ・アユでは成長不良が見られた。

○ノリ養殖

ノリ養殖業は、需要の頭打ち、需要構造の変化（需要が高価格な贈答用から低価格な業務用にシフト）による価格の低迷、設備投資・償却費の増大などにより収益率が低下しており、経営体数の低減傾向や生産量の伸び悩み、不安定な生産状況が続いていた。

このような状況を打破しノリ養殖業の発展を図るため、今後のノリ養殖業の振興方向と方策の検討、その実現が喫緊の課題であった。

平成 7 年（1995 年）6 月、蒲郡市で開催された浅海増殖研究発表全国大会（主催：浅海増殖研究中央協議会）の関連行事として、県及び県漁連は、「愛知のりフォーラム'95」を開催し、「経営」をテーマとして、野田宏行三重大学教授（当時）をコーディネーターに迎え全国各地の経営先進事例や、海外を含めた生産動向の報告などから、21 世紀のノリ漁家の経営を検討した。

経営改善を具体化すべく、8 年（1996 年）から開始した事業が「のり養殖経営改善対策事業（国庫補助事業名：海面養殖業高度化推進事業）」であり、「知多東浜（片名、大井、美浜町漁協）」地区を対象に、地域特性を活かした経営改善策の検討を行った。

○水産試験場

平成 6 年（1994 年）4 月、水産試験場は組織改正を行い、尾張分場を漁業生産研究所に、内水面分場を内水面漁業研究所に変更した。また、鳳来養魚場を廃止し、三河一宮指導所を宝飯郡一宮町（現豊川市）に設置した。この年は、水産試験場設立 100 周年に当たり、記念式典の開催（7/20）、記念誌の発行などを行った。

○国連海洋法条約の発効

国連海洋法条約は、60 ヶ国目に当たるガイアナが平成 6 年（1994 年）11 月に批准したことから、その 1 年後の 7 年（1995 年）11 月に発効した。我が国は、関連法令等の整備で批准が遅れ、発効が 8 年（1996 年）7 月 20 日の「海の日」となった。

排他的経済水域の設定が認められたが、当該水域内の海洋生物資源の保存管理の義務も負うことになり、その措置として漁獲可能量（TAC）制度が 9 年（1997 年）1 月 1 日から運用されている。

TAC 対象 6 魚種（サンマ、スケトウダラ、マアジ、マイワシ、サバ類（マサバ・ゴマサバ）、ズワイガニ）のうち、本県への配分は、マアジ、マイワシ、サバ類（マサバ・ゴマサバ）の 3 魚種のみを対象に、それぞれ「若干量」とされた。

都道府県への配分は、過去の漁獲実績が全都道府県の平均値を下回る場合や漁獲量の過半が定置網による場合、数量による配分を行わず「若干量」とされている。

なお、10 年（1998 年）1 月、スルメイカが TAC 対象魚種に追加され、以後、7 魚種が管理されている。このスルメイカは、追加当初には本県の対象魚種になっていたが、15 年（2003 年）12 月に一旦

削除され、25年（2013年）1月に再度対象魚種に戻された。本県配分量は、いずれも「若干量」である。

また、本県への配分のうち数量が示されたのはマイワシのみで、24年～26年（2012年～'14年）の配分量が12,000トンであった（27年（2015年）は「若干量」に戻った）。

○サメ被害

平成7年（1995年）4月9日、渥美郡渥美町（現田原市）西ノ浜沖合の三河湾で、操業中の潜水漁業者がホホジロザメに襲われて死亡する被害が発生した。

潜水漁業が盛んな渥美地区や知多地区では、直ちに操業を自粛し、地元地区におけるさめ対策を協議・決定する組織として、4月12日には、それぞれ「渥美町さめ対策委員会」及び「知多さめ対策協議会」を立ち上げた。

県では、4月14日に、A副知事を本部長とする「愛知県さめ対策本部」が設置され、さめ対策事業を推進した。さめ対策事業は、さめ捕獲補助事業、さめ被害緊急融資事業、さめ対策講習会の開催、さめ対策パンフレットの作成・配布、さめ監視と目撃情報の収集・伝達の5項目で、予備費で対応した。捕獲事業では、残念ながら大型サメの捕獲には失敗している。

潜水漁業の再開は、知多地区が5月3日、渥美地区が6月1日であった。

○「海の日」の制定

昭和34年（1959年）7月20日の第19回「海の記念日」に、海事関係5団体（海事、船主、造船、水産、船員）が「海の日協会」を設立し、「海の日」制定運動を開始した。

我が国は、四面を海に囲まれた海洋国で、輸送、産業、生活等の面で海に深く関わってきた。海の重要性を鑑み、平成8年（1996年）から7月20日が国民の祝日「海の日」に制定された。

この日には、「海の日」制定の記念として、大日本水産会等で作る選定委員会が「日本の渚百選」として100の渚を発表した。本県からは、千鳥ヶ浜（知多郡南知多町）と恋路ヶ浜（渥美郡渥美町：現田原市）が選出された。

また、前記のとおり「国連海洋法条約」が発効し、200海里経済水域も設定されている。

○中部新国際空港

漁業関係の調査では、平成7年（1995年）5月に「中部新国際空港に関する漁業実態調査について」が公表され、翌8年（1996年）7月には、その調査結果が公表された。

国は、8年（1996年）12月に策定した第7次空港整備五箇年計画で、中部新国際空港を実施空港に位置付けた。これにより大都市圏における拠点空港として事業を推進することとなった。

このような建設に向けた動きに対して、8年（1996年）8月、県漁連は、沿岸漁業振興研究会の提言として取りまとめ、知事に対して要望を行った。その要望内容は、①漁場整備、②海域へのN・P流入負荷の軽減、③埋立ての慎みと干潟復元、④自然保護、⑤環境教育、⑥海陸一体の対応、⑦試験研究の充実の7項目であった。

○中山水道航路整備事業

平成7年（1995年）8月、県漁連は、中山水道航路整備事業に関する交渉の窓口となる「中山水道航路対策協議会」を設置し、以降7回の会議を経て、漁業補償、漁業振興策、浚渫砂の利用を条件に、9年（1997年）3月、工事着工に同意した。

なお、県漁連は、中山水道航路浚渫砂の利用を念頭に、8年（1996年）1月、「愛知県沿岸漁業振興研究会」の研究成果として「愛知県の沿岸漁場環境を改善するために」を取りまとめ、関係機関に提言を行っている。その要旨は、次のとおり。

- ・ 漁場生産力の向上や漁場環境の改善を図るため、干潟、藻場、浅場の復元、造成。
- ・ その効果的な技術の確立や高度利用の試験研究を推進するため、水産試験場の早急な整備。

この提言を受ける形で、水産試験場本場整備計画（H13完成）には、干潟・浅場造成を研究するための平面水槽実験室や、藻場造成を研究するための回流水槽実験室が盛り込まれた。